

国鉄清算事業団債務処理法等改正法案に対する修正案について

1. 修正案の趣旨及び概要

現行の国鉄清算事業団債務処理法では、本年度末までの時限措置として、「老朽化した鉄道施設等の更新その他 JR 二島貨物会社※の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備」の場合に、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下単に「機構」という。）が JR 二島貨物会社に対して、「無利子の資金の貸付け」などを行うことができることとしている。

一方、政府提出の標記改正法案では、新たに規定を設け、金融機関が行う JR 二島貨物会社の「経営基盤の強化に必要な資金」の貸付けについては、今後十年間、機構が当該金融機関に対して利子補給金の支給を行うことができることとされる。

しかし、「経営基盤の強化に必要な資金」には、鉄道施設等の整備に必要な資金以外の資金も含まれるため、JR 二島貨物会社による過剰な投資を誘発する危険がある。

そこで、利子補給金の支給に関する規定を新設することをやめ、現行法の規定による無利子の資金の貸付けの期限延長を行うなど、所要の規定の整備を行うものである。

※ JR 北海道・JR 四国・JR 貨物

2. 修正案のポイント

① 「機構による利子補給金の支給の業務」の規定の削除

「機構は、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和3年4月1日から令和13年3月31日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができる」旨の規定の追加は、行わないものとする。

② 機構の行う無利子貸付けの業務の期限延長

JR 二島貨物会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他 JR 二島貨物会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うことを、機構が令和13年3月31日までの間、JR 二島貨物会社の経営基盤の強化を図るため引き続き行う業務として追加するものとする。

以上